

埼玉県優良図書選定委員会設置要綱

第1 目 的

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号）第10条の規定による優良な図書の推奨について、同条例第25条第1項第1号の規定に基づき知事が埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問するにあたり、その候補図書を適正かつ円滑に選定するため、埼玉県優良図書選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 組 織

委員会は、委員17人以内をもって組織する。

第3 委員の委嘱

委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し、専門的知識経験を有する者
- (2) 社会教育に関し、専門的知識経験を有する者

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

第5 所掌事務

委員会は、審議会に諮問しようとする図書の選定を行う。
選定の実施要領は、別に定める。

第6 会長及び副会長

- 1 委員会に、会長及び副会長4人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7 会 議

- 1 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第8 庶 務

委員会の庶務は、県民生活部青少年課において処理する。

第9 委 任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年5月16日から施行する。
- 2 この要綱により、最初に委嘱される者の任期は、第4の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成9年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。